

## 遠藤いく子の一般質問読み上げ原稿（9月14日質問）

村井知事にとっては、この任期最後の定例会となりました。3期12年の知事の任期のうち10年間、私は県議として議場で知事の姿を見てまいりました。まず冒頭、知事はこの12年を自らどのように評価あるいは総括をしているのかがいます。概括的にお答えください。さらに、村井知事が就任以来掲げてきた宮城の将来ビジョン・富県戦略の柱としてきた課題等について、以下質問してまいります。明快にお答えください。

### 1、 広域防災拠点整備事業について

はじめに広域防災拠点整備について、私は「一旦立ち止まり見直すべき」という立場から質問致します。

（広域防災拠点整備予定地が活断層の直近にあるリスクや、政策決定の経過の不透明さについて、この間知事は「圧倒的に地理的優位性が高い宮城野原に整備する」と強弁する一方、災害リスクにはまともに答えないまま整備計画を推し進めてきました。）

#### 1) 熊本地震の教訓と新たな知見

昨年4月に日奈久断層や布田川断層等を震源とする熊本地震が発生、活断層の破壊力の凄まじさが改めて明らかになりました。また緊急輸送道路113路線のうち28路線が通行止めとなり、支援物資の輸送困難の一因となりました。さらに、活断層が地表に出てきた時に起きる長周期パルスがもたらす超高層ビルへの影響など、都市部で考えるべき新たな問題も浮上してきました。熊本地震の被害結果を踏まえ、県として長町利府線断層帯地震に対する、新たに対応すべき点をどのように考えているのかがいます。

#### 2) 広域防災拠点の役割と県の地震被害想定について

長町利府線断層帯を震源とする地震の被害想定は、平成16年の第三次地震被害想定調査報告書です。

広域防災拠点の（役割について知事は、傷病者の域外搬送拠点機能・広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保・物資輸送中継拠点と説明してきました。これらの）役割発揮のためには、活断層直近に整備する広域防災拠点の災害リスクをどのように考え、防災拠点へのアクセスを確保するのか、ここが決定的です。

第三次被害想定調査では、500Mメッシュでの標準地域を単位に番号が付され、項目毎に数値化してあります。宮城野原予定地は5740-37-

12 ですので、その周辺の地表震度・建物被害・火災の被害・落下物などを項目別に分析しました。

周辺地域は震度6強が圧倒的割合で、建物倒壊等により交通アクセスの寸断が懸念される状況であることを否定することは出来ません。

また道路被害については、県管理の一般国道や主要地方道は想定対象にしているものの、広域防災拠点周辺の路線は被害想定がなされておりません。また長町利府線断層帯が逆断層であり西側が隆起する特徴から、西側の国道や仙台市道で想定対象に入らない路線もあります。(さらに通行確保に決定的な)橋梁対応の問題もあります。(宮城野原地区に広域防災拠点を整備するというなら)再度全体を検証すべきです。いかがですか。

また県は、直下型地震のマグニチュードを7.14と想定しましたが、仙台市は7.5、政府の地震調査研究推進本部想定最大のマグニチュードを基本にしています。この違いの理由は何ですか。

以上(今までの答弁では納得できないことを列挙してきました。)改めて答弁を求めます。(いかがでしょうか。)

また長町利府線断層帯の危険を考えれば、新たな知見に基づく第四次被害想定を行う時期にきているのではありませんか。その検討はしていますか、お答えください。

### 3) 巨額の公共補償の根拠について

移転に伴うJR貨物への公共補償は(これまで環境影響評価費や地質調査、地形測量、概略設計、詳細設計、用地確定測量など)、3年間で6億1400万円余を支出しています。今年度分の18億9千万円を始め、これから81億1千万円を支出するとしています。あまりにも至れり尽くせりの補償になっているのではと懸念しています。

1年前の私の質問に当時の土木部長は、「現駅と同等の貨物量の取り扱いが可能となる機能・規模を基本として」と答弁しました。一方公共補償基準要綱並びに運用申し合わせでは、第三条で「機能を回復すべき範囲及び方法は、当該機能を構成している諸要素(規格、構造等)を総合的に見て」と書いてあります。「規模」は規定されていません。

現駅にはない規格である「E&S」を公共補償対象とすることは、納得いきません。枕木についても、JR貨物は今後「木まくらぎ」を「鉄まくらぎ」に切り替えて行く方針ですが、単価が跳ね上がる鉄まくらぎも公共補償の対象と聞きました。

公共補償の原則は現機能の維持への補償であり、新規の更新となる採用につ

いて、改めて公共補償の根拠をお示してください。

#### 4) 予定地選定の不透明性

県土木部が大震災の年の10月作成した「社会資本再生・復興計画」には、広域防災拠点整備予定地として、県総合運動公園（グランディ21）が明記されています。これは、「国が整備すべき中核的防災拠点は三本木地区に、県が整備すべき広域防災拠点はグランディ21に」というのが、H23年10月当時の県の立場であったことを確認したい。お答えください。

ところが翌24年9月にこの計画は大きく変更され、知事は「宮城野原地区への広域防災拠点整備の検討」を指示し12月の知事レクにつながりました。（このことは、建設企業委員会で繰り返し部長答弁が成されています。）H24年9月は、平成25年に土木部が行った検討結果が出る前であり、なぜこの時期にそれ以前とは異なる防災拠点予定地検討を指示したのですか？知事の態度豹変の理由と、説明責任を果たしてこなかった事の認識を問います。お答えください。

#### 5) 財政運営の観点から

私は、地方自治体が進める事業は県民にとって緊急切実な事業であれば、単にお金がかかるからと言って、切り捨てるべきではないという立場です。

しかし、整備場所を宮城野原地区と決定する時、他の整備場所との事業費比較は行われませんでした。一旦宮城野原を指示してからは、ここしかないという強硬姿勢でした。特に東日本大震災で救援救済の基地として大きな役割を現に果たし、現在圏域防災となっている県総合運動公園（グランディ21）との事業費の比較検討をしないまま、事業総額300億円、交付税措置を除いても実質県負担は約140億円にのぼる整備事業を強引に進めてきたことは、広域防災拠点整備事業の正当性を著しく低め傷つけるものになっていると厳しく指摘します。

以上みてきたように、土地を購入したからことは終わりとすべきではありません。リスク評価を丁寧に行い、公共補償の内容はすべて明らかにして、県民の合意と納得のもとで事業を進めることこそ、知事取るべき態度であり、改めて一旦立ち止まり見直すべきと強く求めます。お答えください。いかがですか。

## 2、宮城の将来ビジョンと発展税について

発展税は資本金1億円超と資本金1億円以下で所得4千万円超又は収入3

億2千万円超の企業を対象に、平成20年3月課税期間5年として始まった宮城県独自の法人事業税超過課税です。今回の延長は、H25年に続く二度目の延長であり、この10年の実施期間の検証と総括抜きに再延長を認めることはできません。

### 1) 対象企業数や本店所在地の内訳と10年間の変化

対象企業数は、全県で7646企業から8899に増加しましたが、資本金一億円以下の企業が大きく増えています。税収割合でも資本金一億円以下で所得4千万円超の企業が発展税総額に占める割合は、19.6%から31.4%となり、中小企業割合が大きく増えています。

本店の県内県外別で見ると、県内に本店を置く地元企業は、企業数で12.1%から16.6%に、税収負担でも2倍に増えています。

総じて、発展税を負担する企業数・税収とも、県内本店、あるいは資本金1億円以下の企業負担が増えていると言えます。

この10年間で消費税は5%から8%に大幅アップとなり、震災で被災しながら頑張ってきた中小企業・小規模事業者をさらに苦しめる発展税の5年延長はすべきでないと考えますが、知事はこの点をどう考えますか。

### 2) 次に活用実績について

第二期の活用実績は、総額176億1千万円のうち産業振興パッケージが172億円で97.7%、震災対策パッケージ4億円で2.3%と、圧倒的に産業振興に使われてきました。産業振興の約8割が企業立地奨励金、12%が地域産業促進であり、中小企業にとって切実な人材育成や中小企業技術高度化支援は合わせても7%の活用状況です。

昨年までの企業立地奨励金の交付状況を見ると、約120億円のうちトヨタとその関連会社に奨励金の半分以上、65億7千万円が交付されました。

地元中小企業関係の方からは、この税が中小企業振興に役立ってきたのか疑問だ、もっと活用の目線を中小企業においてほしいとの声が上がっています。県内の事業所数・従業員数も仙台以外の地域で激減しています。中小企業・小規模企業振興基本計画にある、実情や課題の把握・県施策の情報が伝わる工夫・施策を利用する際の負担軽減・事業継承や販路開拓などに対してこそ活用すべきです。いかがですか。

大儲けのトヨタと関連企業に注ぐより、半分以上は中小企業のために活用する事を提起して、現行の延長に反対します。

### 3) 富県戦略の転換を

自動車産業集積に特化してきた宮城県の産業振興策が見直しを求められる情勢が急速に進んでいます。電気自動車（EV）めぐる世界の動きは急展開、英仏が2040年にガソリン車は全面禁止と打ち出し、ドイツやアメリカの州でもその動きが加速しています。従来3万点と言われていた部品が激減し、さらに異業種と言われていたIT企業が自動車産業と密接な関係をつくり出し、従来のサプライヤーがそのまま存続することは難しくなる可能性があります。水素自動車に特化して水素先駆けを目指す方針も手直しが必要になっています。

一方、県民所得の増えた内容を見ると、村井知事が就任した時期を100として、企業所得は震災前の1.5倍に増えましたが、雇用者報酬は92%と逆に減っている、これが富県戦略の実像です。産業振興策は、地場産業・地元企業に焦点を当てるべきであり、県民の福祉最優先で県政に当たるべきです。宮城の将来ビジョン・富県戦略は見直すこと求めますがいかがですか。

### 3、子どもたちの心のケアと学校の役割

宮城県子ども総合センターでは2016年1月「東日本大震災における子供の心のケアに関する報告書」をまとめました。当時子ども総合センター所長であった（児童精神科医の）本間博彰先生は、2014年5月「この時期に入っても子どもの心のケアにはたくさんの課題がある」と指摘して長期的視点を求めました。

宮城県教育委員会が2014年以降3年続けている調査では、小学生の2割中学生の1割の児童生徒が「震災を思い出し気持ちが落ち着かなくなる」と答えており、その割合は3年間全く変わっておりません。子どもの心のケアについて、知事と教育長の認識をうかがいます。

今子供たちのために取り組むべきことは広範囲に多様に存在しますが、子ども総合センターの貴重な実践を踏まえ、今回は学校の役割と課題にしばって質問いたします。

#### 1) 学校教員の定数増

公立小中学校の定数推移は、基礎定数加配定数合計で震災前から306人減（H22年とH28年比較）ですが、そのうち基礎定数は大震災直前のから5年間で616人の減、加配定数は6政令加配でプラス310人増となっています。

子供たちの成長にとってあらゆる基礎となる教職員の配置を強化するため、宮城県独自に35人学級に踏み出すべきではありませんか、うかがいます。

## 2) 希望する学校には養護教諭の複数化を

被災校の現状と養護教諭複数化の必要性についてうかがいます。H29年度の配置でみると小学校22人、中学校10人の合計32人が児童生徒支援（復興対策分）として配置され、大半が沿岸部の市町です。しかし希望しても配置されない、統合された学校にも複数をと願いは切実です。毎年学校長を通して希望をとっているとのことですが、養護教諭複数配置をどう考えるか、また希望しても配置できない学校数はどのくらいかお答えください。

## 3) SC・SSWの専門性確保と常勤配置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが受けた相談件数は震災後大きく増加して震災前の1.5倍になっています。

人的配置でみるとSCは震災前の92人からH29年には154人に、中学校は全校配置、小学校も市町村教委から全校に派遣されています。しかし臨床心理士の資格を持っている人は震災前と同じくらいで、資格を持たないいわゆる「準ずる者」が震災前の3倍になっている実情にあります。（一方SSWでは、実人数では震災前の11人から44人に、派遣市町村も11市町村から32市町村に拡大し、有資格者の増加が目立ちます。）

これからは、配置と併せて専門性の確保が課題ではないでしょうか。県教委も初回研修や継続研修など努力はされていますが、教育現場からは、資格のある専門家を派遣してほしいとの要望が強く出されています。常勤配置の方向性とともにお答えください。

また震災後は10分の10補助で行われるようになった本事業が、復興期間が終わる時期に終了とならぬようにすべきと思うがいかがですか。

## 4) 特別支援教育コーディネーターの専任化について

現在各学校に一人以上配置されている特別支援コーディネーターについて、教育現場からはその専任化を求める声が多く上がっています。とりわけ震災を経て発達障害に似た傾向の子どもたちが増えている中で、実際に兼任でいくつもの掛け持ちをしながらの活動は、その瞬間に迅速対応が求められる時必ずしも役割が果たせず、時間を置いた対応が少なくないと聞きます。また、実際の活動がどうなっているのか、課題は何かなど、県教委も具体的に把握が来ていません。専任化と活動の充実についてお答えください。

## 5) 大震災直後の兼務発令の問題

心のケアに関わって、震災直後の兼務発令について、改めてうかがいます。学校の教職員がファーストプロバイダーと称されるように、子どものケアを担

うのは、まず保護者であり、次に教職員と学校とされています。とりわけ教職員については「災害が起こる前の子どもの状態を知っている教師」が、「早い段階で安否確認と精神的な状態についてのスクリーニング（教育領域）を行い」「速やかに心のケアチーム（医療領域）に対応をつなぎ」、日常のケアは教師やスクールカウンセラーが対応するシステム作りが強調されています。この視点から言えば震災のあったその月末に兼務発令という手法を用いたことは、心のケアの上でも大きな課題が残ったと思います、お答えください。

#### 6) 入学準備支援事業について

さて今年度から始まる小学校入学準備支援事業についてです。この事業の対象を、第一子かせめて第二子からでもと前回角野議員が求めてきました。私はそれに続いて、この補助金を保護者が必要とする時期に届けることが大切だと感じています。入学準備の3月には保護者に渡せるよういすべきと思いますがいかがですか。

#### 4、上工下一体官民連携の問題点

先月29日、上工下水一体官民連携運営検討会が行われ、私も傍聴しました。出席した企業からは、企業の自由度を如何につくるかなど、次々と意見が出されました。以下4点うかがいます。

第一に、県民にとっては「命の水」であり、みやぎ型コンセッション方式（公設民営）導入は、公共性の高い県民の財産である水道事業を民間企業の金儲け対象にする事につながるとは思いますが、知事、いかがですか。

第二に水道事業の世界的趨勢は、民営化ではなく逆に再公営化です。2000年から2014年の15年間で再公営化された事例は35カ国180県もあります。その時期民営化されたケースはまずありません。再公営化が世界の流れになった理由、それは民営化の失敗が次々に明らかになったからです。

パリの例を挙げます。パリの水道事業は1984年に民営化されましたが、監査機関によって企業側設定の料金が正当化できる水準より30%も高いことが明らかになり、また企業側が様々な追加利益を得てインフラの維持管理が進まなかったことも判明しました。パリでは2010年に再公営化に至り、初年度に、大幅な経費節減と料金8%引き下げが実現したのです。民営化すれば経費が節減できるという思い込みは事実をもって否定されたのです。

「みやぎ方式」も水道事業の管理運営権を民間企業の手へ渡す本質は変わりません。「みやぎ方式」にこのようリスクがあることを、知事は認めますか。

第三の問題は、第2回運営検討会に於いて、工業用水道事業料金算定要領の

経済産業省告示に於いて、工業用水の総括原価の費用として「配当金」および「法人税等」を追加したことが示されたことです。今後上水下水にも運用が広がると思われ、公営企業なら不必要な費用が水道料金に含まれ、料金値上げの要因になります。

(あらかじめ「配当金」を料金の中に組み込むこのやり方は、事業が赤字でも必ず儲かる仕組みに他なりません。赤字になっても配当金をなくす選択肢はなく、料金を上げるしかなくなります)

企業には必ず儲かる仕組み、県民には料金値上げのリスク。これは到底納得できる話ではないと思いますが知事はどう考えますか。

第四に、「みやぎ方式」導入に当たっては、県民の理解と納得が決定的です。県民の理解を得る大前提は情報の公開ですが、正確な情報が県民に提供されていません。最大の障害は「企業の利益を損なうから情報を開示できない」という姿勢です。

パリの事例で再公営化の発端となったのは、地域の監査機関が「財務の透明性の欠如」を指摘して、財務資料が明らかになったことでした。「企業の利益を損なうから情報は開示できない」という立場を行政が取っていたら、不適切な経営の実態は明らかにならなかったでしょう。パリの事例のように企業の利益と県民の利益が相反するケースが生じた場合、県としてどちらの利益を優先するのか、知事のお考えをお聞かせください。



再質問

1－(4)

イ

ロ、その理由では納得できません。H24年9月に知事の指示があり、その後H24年12月に知事レク、平成25年1月には4者会議とつながって行くわけで、いつ・何故そこが起点となったのか、納得できる答弁がほしい。

1－(5)

他との事業費比較を行わなかったのは問題です。なぜなら、ダム建設ではダムの費用対効果を分析するとともに、代替案の比較検討を行うのが通例です。大島架橋の時も4ルートについて、ルートの特徴とともに想定事業費を比較検討していました。

国交省の構想段階における計画策定プロセスガイドラインでも、計画自体の適切性の確保と、透明性客観性合理性公正性の確保が謳われています。

4－(1)

4－(2)パリの事例は、決して人ごとではありません。パリの水道事業で契約した企業は、ヴェオリア社とスエズ社。ヴェオリア社といえば、昨年度宮城県が設置した検討懇話会と今年スタートした運用検討会のメンバーになっている、多国籍水メジャーです。運営権移譲のリスクを知事はどう考えるのか、お答えください。

4－(3)工業用水の総括原価に配当金及び法人税等を追加するのは、今後上水・下水にも追加されることになるのでしょうか。

最後に一言、今回富県戦略や創造的復興を中心にうかがってきました。結局村井県政とは、国が行おうとしているコンセッションなどを先取りして実施する、ある意味国いいなりの県政であり、広域防災拠点整備事業では、経過が不透明な県民不在の県政です。

今求められているのは、宮城の気候や風土、歴史や地域の産業を踏まえ、大震災も乗り越えて、宮城の地で生きていこうと決めた人々を支える県政でなければなりません。そういう県政実現に私は全力を挙げます。終わります。

725字 (8134字)